北海道有料老人ホーム設置運営手続要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、北海道有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成14年10月25日高福第389号保健福祉部長通知。以下「要綱」という。）第５に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する手続等について定めるものとする。

（市町村との協議）

第２条　設置予定者は、設置を予定している市町村と有料老人ホームの設置計画について、十分な協議を行った後に事前協議を行うものとする。

（事前協議）

第３条　要綱第４の規定による事前協議は有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記第１号様式。以下「事前協議書」という。）に別表１に掲げる関係書類を添えてしなければならない。

２　前項の事前協議書及び関係書類は１部提出とするが、次の書類については、別に写しを１部提出するものとする。

ア　事前協議書

イ　土地図面

ウ　建物図面

３　知事が事前協議書の提出を受けたときは、設置予定地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。

４　知事は事前協議書及び関係書類の内容を審査した結果、当該計画が北海道有料老人ホーム設置運営指導指針（平成14年10月25日高福第389号）に定める基準に適合したと認められる場合は設置希望者に対して有料老人ホーム事前協議済書（別記第２号様式。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。この場合において、事前協議書及び関係書類の内容が基準に適合していないと認められる場合は、意見を付して交付するものとする。

５　高齢者を対象とした入居施設等から有料老人ホームに変更して事業を開始する場合や既存建物の転用等の場合には、事前協議を省略できるものとする。

ただし、この場合は設置届に別表第１に定める書類を添付すること。

（開発許可等の申請）

第４条　設置予定者は、第３条第４項の事前協議済書の交付を受けた後に、開発許可若しくは建築許可又は建築確認申請を行うものとする。

（設置届等）

第５条　設置予定者が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第２９条第

１項の届出を行う場合は、事業開始の１月前までに、老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号。以下「細則」という。）第１９条第１項の規定により有料老人ホーム設置届（細則別記第４号様式。以下「設置届」という。）に別表２に掲げる関係書類を添付して行うものとする。

２　前項の設置届及び関係書類は１部提出とするが、次の書類については、別に写しを１部提出するものとする
ア　設置届
イ　入居契約書
ウ　管理規程
エ　重要事項説明書

３　知事が設置届の提出を受けたときは、設置予定地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。

４　知事は、法第２９条第１項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認した上、設置予定者に対して有料老人ホーム設置届出済書（別記第３号様式。以下「設置届出済書」という。）を交付するものとする。この場合において、設置届及び関係書類の内容が基準に適合していないと認められる場合は、意見を付して交付するものとする。

５　設置者は、前項の設置届出済書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

（事業開始届）
第６条　設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記第４号様式）に次の書類を添付して知事に届出を行うものとする。
(1)　建築基準法第７条による検査を受けたことを証する書類の写し
(2)　消防法第１７条の３の２による検査を受けたことを証する書類の写し
(3)　重要事項説明書（登録様式EXCEL）
※介護サービス情報公表システムの登録及び
災害時情報共有システムのアカウント作成に必要です。

（事業変更届）
第７条　設置者が法第２９条第２項の届出を行う必要のある場合は、細則第１９条第２項の規定により有料老人ホーム事業変更届（細則別記第５号様式。以下「事業変更届」という。）及び当該事項の変更に係る運営懇談会の協議内容（別記第５号様式の２）にそれぞれ当該各号に定める関係書類を添付して知事に届出を行うものとする。
(1)　施設又は設置者の名称（氏名）及び住所の変更
登記簿謄本
(2)　代表者又は施設管理者の氏名及び住所変更
履歴書及び保健医療福祉の資格を有する場合は資格証の写し
(3)　入居契約書、管理規程等の変更
変更前と変更後の入居契約書、管理規程等
(4)　家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の変更
積算根拠が確認できる書類
(5)　その他法第２９条第１項に規定する事項の変更

当該変更の考え方及び変更内容が確認できる書類

２　　知事が事業変更届の提出を受けたときは、当該届出に係る有料老人ホームの所在地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。

（事業廃止（休止）届）

第８条　設置者が法第２９条第３項の届出を行う必要のある場合は、細則第１９条第３項の規定により有料老人ホーム事業廃止（休止）届（細則別記第６号様式。以下「事業廃止（休止）届」という。）及び廃止（休止）にあたっての入居者の措置の内容が確認できる書類を添付して知事に届出を行うものとする。

２　　知事が事業廃止（休止）届の提出を受けたときは、当該届出に係る有料老人ホームの所在地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。

（定期報告）

第９条　設置者は、毎年７月１日現在の有料老人ホームの現況について、次の書類を添付して、同月末日までに知事に提出するものとする。

(1)　重要事項説明書（登録様式EXCEL）
(2)　直近の事業年度の財務諸表
(3)　運営懇談会開催状況報告書（別記第５号様式の１）
(4)　その他知事が指定する書類

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成１４年１０月２５日から適用する。

２　この要領の適用の日に、既に第２，４，５，６条のいずれかの届出を提出している設置予定者若しくは設置者については、当該届出に限ってのみ、従前の取扱によることができる。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成１８年４月１日から適用する。

２　この要領の適用の日に、既に第３，５，６条のいずれかの届出を提出している設置予定者若しくは設置者については、当該届出に限ってのみ、従前の取扱によることができる。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成２１年７月２１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成２９年６月２８日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成３０年１月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、平成３０年８月２９日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、令和２年(2020年)４月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、令和３年(2021年)４月１日から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、令和８年(2026年)４月１日から適用する。